

平成 27 年 2 月 9 日

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

次期消費者基本計画への意見

全体的に KPI（重要業績評価指標）を作成する努力は認めるものの、そもそも KPI となっていないところが問題です。例えば「～に向けた取り組みの認知度」「検討状況」「推進協議会の開催状況」など評価になっていません。

更に具体的には、

1. 第 4 章 5 年間で取り組むべき施策の内容のうち

1、消費者の安全の確保について

製品のリコール情報、車のリコール情報、注意喚起情報については、本来届けなければならない消費者に行き渡っていない状況をどのように打破するのか、また、届けられたリコール情報について、消費者が具体的に行動できるようなインフラ整備が必要になってきます。そのような安全確保が抜け落ちていると思われます。また、製品の長期使用製品安全点検制度等販売会社からのトレーサビリティのシステムを構築する中で消費者の積極的安全に対する姿勢を醸成することも必要です。

更にこれらのところには目標が設定されていない KPI でしかありません。

2、表示の充実と信頼の確保について

美容医療については表示を適正化するためのガイドラインがあるが不十分である。バナー広告についても規制対象となっていると思われますが、しっかりと運用できていないことを問題視して下さい。

食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用については、食品の機能性表示を事業者の自主規制に委ねることになりますが、消費者はその真偽のほどを確かめる術をもちません。規制を緩和することに対しては反対を表しますが、しかし、流れがそのように進む状況を考えると事後の規制についてはしっかりと臨むよう行政処分の厳罰化等を盛り込むべきと考えます。そして監視機能の強化については KPI にしっかりと書きこんで下さい。

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成について

「消費者の利益の擁護・増進を図るためには、消費者が自主的かつ合理的に選択・行動することができ、また、事業者や行政など消費者を取り巻く主体が消費者のことを十分考慮して行動する社会を形成することが必要である」とありますが内容が不十分であると思います。

（ 1 ）消費者教育の推進について

（ 3 ）公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 双方に関するものとして

持続可能な消費の実践が求められるなかで、エネルギー教育についての記載がないことは問題だと考えます。よりよい市場とよりよい社会の実現のために積極的に関与していくことが求められるのであれば、電力やガスの自由化について消費者が関心を持ち、持続可能な社会に向けて、エネルギーをしっかりと選択できるだけの消費者教育の拡充は不可欠ですので是非取り上げて欲しいと思

います。

「消費者の選択の機会の確保・拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するとともに、公共料金の適正性を確保することが必要である。さらに、消費者政策の取組や成果について透明性を確保するとともに、政策の検討において消費者の意見を十分考慮する必要がある。」ためにも、省エネとはまた別のエネルギー教育は、環境保全、安全、安心、表示、取引の面で必要です。

（５）環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進について

「環境の保全に配慮した施策としては、E S D（Education for Sustainable Development；持続可能な開発のための教育）やエシカル消費の普及啓発の取組があるが、それらに加え、温室効果ガス削減による低炭素社会の実現及び資源の循環的な利用等により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けた情報提供や普及啓発を推進するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用について消費者の理解を増進するための情報発信や普及啓発を推進する。」とありますが、「それらに加え」の前の部分と後ろの部分の関係が逆のように思います。後半の部分は、E S Dやエシカル消費の普及啓発の基本となる考え方や項目ですので、「エシカル消費の普及啓発の取組として」とすべきだと思います。

（５）環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進について

「その際、有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物に対する理解と関心についても増進を図る。」とありますが、何故ここで特別に「有機農産物」を取り上げるのか疑問です。「有機」だけが環境に配慮した農作物ではありませんし、さらに、食品ということで例を挙げるのならば、日本人が食する魚、肉、にも同じように環境の配慮が必要です。また、海外からの輸入が多い木材や紙製品についても環境に配慮した選択が求められています。もっと広く、「環境に配慮した商品に対する理解と関心についても増進をはかる」とすべきではないかと思います。

５．消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備について

民間のADR・PLセンターや民間の消費生活相談機関がボランティアの活動を実施していることについて単に連携を強化を図るのみならず、国・地方公共団体が担えない消費者の安全・安心のインフラをしっかりとサポートする計画が必要です。

マイナンバーやパーソナルデータの利活用について消費者がなおざりにされたまま、進んでいます。早急に歯止めをかけ、どのようにすれば適正な運用が図られるのか検証する必要があります。関係法令等に沿う形で個人情報保護をしっかりと貫くことが求められます。

６．国や地方の消費者行政の体制整備について

改正消費者安全法を活用した「見守りネットワーク」作りについて、「関係機関への周知」だけでは動かないと思われます。予算的にも人材的にも地方の消費者行政は縮小傾向にあると思われます。そこに具体的成果を求めるには財政支援や具体化に向けたモデル事業等提案する必要があります。書きくわえて下さい。

以上